

「RPS法評価検討小委員会・報告書(案)」に対する意見

総論 1：制度選択の議論を避けたこと

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) 「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク
[住所]	〒164-0001 東京都中野区中野 4・7・3
[電話番号]	03-5318-3332
[FAX番号]	03-3319-0330
[電子メールアドレス]	gen@jca.apc.org
[意見]	<ul style="list-style-type: none">・ 該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。) 全体・ 意見内容 今回は制度見直し(法改正)の機会であり、すでに固定価格制(feed'in tariff)の制度的な優位性が実証されているにもかかわらず、制度の見直しの議論を避けたことは、国民的な利益に対する重大な背任行為である。少なくとも、今回は制度見直しの議論を怠った以上、次の制度見直しの機会を明記すべきである。・ 理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。) 自然エネルギーを拡大する政策・措置は、歴史的に見て、初期投資に対する補助金(技術プッシュ型)から、パフォーマンスに対するインセンティブ(市場プル型)へと政策が進化してきている。「市場プル型」の代表例として、買い取り価格を定める固定価格型(FIT)の制度と、目標とする量を定める固定枠型の制度(RPS、RO など)がある。固定価格制は、ドイツやスペインなどで著しい普及実績を示し、欧州大陸で多く見られる。固定枠制は、欧州の一部の国(英国、スウェーデンなど)と米国で見られるが、普及成果は乏しい。 その結果、自然エネルギーの拡大を促す政策としては、固定枠制(RPS 制度など)に比べて、固定価格制の方が、導入効果が高いことは当然として、費用効率的にも優れていることが、欧州委員会レビュー(2005年12月)でも評価されている。 第1に、現行の「新エネ利用特措法」は、自然エネルギーの普及よりも、市場原理による価格低下を重視して制度設計されており、自然エネルギーを普及するための法制度として、本質的な矛盾を抱えている。国のエネルギー政策の基本的指針である「エネルギー政策基本法」では、「市場原理」よりも「エネルギーセキュリティ(安定供給確保)」と「環境保全」が上位目的に置かれている。また、日本政府も含む154カ国の政府代表団が採択した自然エネルギー2004国際会議のボン宣言では、自然エネルギーは「持続可能な社会を目指す上でもっとも重要なエネルギー」と規定されている。まず、これらを、法目的として共通の前提とする必要がある。 第2に、自然エネルギーに対して厳しい市場競争を課すことを重視した制度設計は、公共政策として公平ではない。なぜなら、これまで、電力会社や化石燃料や原子力などの既存のエネルギー産業は、市場競争ではなく「規制と補助」によって育成されてきている。また、過去だけでなく現在でも膨大な補助金や制度上・構造上の優遇がなされている。これらの現状を考え合わせると、自然エネルギーにのみ「市場競争」を課すという仕組みは、著しく不公平である。自然エネルギーに対しては、育成期にふさわしい優遇した政策措置が必要である。 第3に、「固定価格制は反市場的(競争がなくコスト低下が起こらない)」であり、「固定枠制は市場メカニズムを活用(競争が起こる)」という、誤った認識を改めるべきである。固定枠制は「電気以外の価値」を市場取引する制度であるが、その「枠」は政治的に決められたものであり市場によって定められるものではない。これに対して、固定価格制は、「価格」を政治的に決める代わりに、自然エネルギー事業そのものや自然エネルギー機器の製造には制約がない。そのため、むしろ固定価格制の方が、自然エネルギー事業や自然エネルギー機器の製造に関する「市場

競争」や「自発的な研究開発投資」を引き起こし、実質的に自然エネルギーのコスト低下を招くのである。

第4に、固定枠制は、その制度の理論的根拠から見て適切ではない。一般に、固定枠制や固定価格制などの「市場プル型」の自然エネルギー市場の育成政策が正当化される根拠は、次の2つとされている。

環境影響などの外部費用（現在の市場では勘案・評価されないコスト）を市場に内部化すること、及び

初期需要の拡大によってコストの引き下げを行うこと

すなわち、「外部費用の内部化」だけでは十分な価格競争力を持たない自然エネルギーに関しては、初期需要の創出・拡大によるコストの引き下げこそがこれらの制度のもっとも重要なポイントである。固定枠制では、(1)外部費用と無関係に価格が決まること、(2)「枠」を設けてもそれを確実に達成できないために初期需要創出の効果が弱いこと（例えば、英国・スウェーデンではペナルティ（罰金）を支払った分だけ未達成が容認されてしまうために目標値の半分程度を達成するのみと見込まれており、日本ではポロウイングやバンキングを利用することによって同様に未達成が実質的に容認されてしまうために目標値の3分の2程度を達成するのみと見込まれている）(3)異なる自然エネルギーの電源に対して「一物一価」で取引することは上の2つの根拠をどちらも満たさない、などの問題がある。他方、固定価格制は初期需要の創出という政策目的に沿って価格設定をすることができるために、社会的な説明において透明性が高く、正当化しやすい。

第5に、固定枠制は、(1)日本に見られるように、利用目標が小さく抑制される「政治リスク」が大きい、(2)行政コスト・取引コスト・リスクプレミアムが大きく、必ずしも経済合理的ではない、(3)一般に小規模の事業者や地域参加型の市民出資事業に厳しい制度設計がなされるために、地域自立や市民参加を促すことができない、などの問題点がある。

第6に、現在日本で実施されている「新エネ利用特措法」は、目標量（義務量）が低すぎることや買い手の99%以上を10社しかない一般電気事業者が占めているために、現実には「市場の流動性」は全くなく、市場が出現さえしていない。また、自然エネルギーではない廃棄物発電が対象に含まれていて枠の多くを占めてしまうために、本来のねらいである新規の自然エネルギーの普及拡大をむしろ鈍化させている。他方で、固定価格制であれば、廃棄物発電などとは無関係に、より確実に望ましい自然エネルギーを普及拡大できることが歴史的に立証されている。

以上の理由にもかかわらず、制度選択に立ち返った議論を怠ったことは、公共政策の観点から政治的な怠慢といえる。

総論 2 : 法改正に関わる議論を避けたこと

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) 「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク
[住所]	〒164-0001 東京都中野区中野 4-7-3
[電話番号]	03-5318-3332
[FAX番号]	03-3319-0330
[電子メールアドレス]	gen@jca.apc.org
[意見]	<p>・ 該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)</p> <p>全体</p> <p>・ 意見内容</p> <p>制度選択に立ち返らないまでも、費用負担のあり方、支援の仕組みのあり方など、法改正を必要とする抜本的な制度の改正について、踏み込んで議論されていない。</p> <p>・ 理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)</p> <p>上記の通り、自然エネルギーの拡大のためには固定価格型の制度への抜本的な転換が望ましいが、現行 RPS 法の下で、関係する多くの事業者などが動いている現状も無視できないため、制度そのものの抜本的な変更をしないのであれば、今回の見直しに際して、最低限、自然エネルギーの拡大に効果のある固定价格的(ランニング補助的)な仕組みを導入することが必要である。</p> <p>具体的には;</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電力のみ価格: 燃料回避価格であり、引き続き電力会社負担 ・ インバランス費用: 現時点では情報開示もなく、導入規模から見て無視しうるレベルと推定されるため、電力会社負担とする。いずれ、きちんとした情報開示がなされ、かつ有意な費用となってきた場合には、費用負担を再考する。 ・ RPS 価格: 122 億 kW 時までは電力会社の義務であり、電力会社負担とする。ただし、それを超えて、2010 年以降の長期目標(義務)に対応した RPS クレジット費用については、政府が買い上げる仕組み(もしくは需要家の直接負担となる仕組み)の導入によって、事実上のランニング補助に切り替える。 ・ このとき、ランニング補助の水準は、対象電源の導入時期によって、段階的に引き下げることをあらかじめ計画しアナウンスすることで、補助費用が無限定に増大することを避ける。 ・ 国の補助については、以下のような財源が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 石油石炭税 ➢ 電源開発促進税 ➢ 環境税(炭素税) ➢ 託送料金 etc.

系統利用

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) 「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク
[住所]	〒164-0001 東京都中野区中野4-7-3
[電話番号]	03-5318-3332
[FAX番号]	03-3319-0330
[電子メールアドレス]	gen@jca.apc.org
[意見]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。) P7 (4)エネルギー別にみた電気供給量 風力発電 ・ 意見内容 風力発電に対する電力会社の根拠のない系統制約と抽選、蓄電池、解列は、直ちに凍結し、系統連系対策は、抜本的に見直すべきである。 ・ 理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。) ・ 「電力品質確保の観点から系統への連系量の制約が顕在化してきているが、総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会風力発電系統連系対策小委員会中間報告書(平成17年6月)に盛り込まれた蓄電池の導入等の対策を着実に実施していくことが期待されている」とあるが、現実にはそのようなエビデンスはないはずである。短周期の系統影響は自動的に解消されており、長周期の電源運用は、会社間連携の柔軟な対応で措置できる。 ・ 今後、日本で自然エネルギー導入の高い目標値を目指していく上で、系統連系ルールの見直しが必要である。現状の蓄電池および解列に代えて、欧州委員会の提言のとおり、(1)コスト負担の原則が完全に透明かつ公正であること、(2)自然エネルギーの拡大に沿った送電系統の増強、(3)系統増強費用は系統所有者による負担、(4)系統利用費用は、分散型電源のメリットを考慮しつつ、公正かつ透明であること、という4点を軸に、会社間連携をはじめとする運用ルールを見直していくべきである。 ・ 中でも、電力会社による系統制約と抽選、蓄電池と解列は、風力市場を著しく萎縮させており、重大な問題である。とくに蓄電池は、何の解決にもならず、むしろコスト増を招き、かえって系統影響を生むとの報告もある。したがって、会社間連系の柔軟な活用、真のインバランス費用の算定と公表、その社会的な負担ルールという、合理的かつ社会的な解決策を目指すべきである。 ・ なお、電力会社が負担をしている「インバランス費用」は、上記4点が完全に公開・透明になった時点で、費用負担のあり方等を検討するべきである。

義務量

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) 「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク
[住所]	〒164-0001 東京都中野区中野4-7-3
[電話番号]	03-5318-3332
[FAX番号]	03-3319-0330
[電子メールアドレス]	gen@jca.apc.org

[意見]

- ・ 該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)

P9 (1)義務量

- ・ 意見内容

今回、義務量の中でも、2010年までの経過措置が上方に見直されたことは評価する。

しかし、そもそも2010年の目標値の水準が低すぎることに、長期的な目標値の議論を先送りしたこと、ポロウイングを継続したことなど、市場リスクは残ったままである。

- ・ 理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)

大量のバンキングが生じていることなどからして、現在の目標量・義務量はあきらかに低く、今回、2010年までの経過措置が上方に見直されたことは評価する。ただし、これは制度施行前から指摘していたことで、むしろ遅すぎた措置である。

これに加えて、2010年度およびそれ以降の目標量・義務量を大幅に引き上げる必要がある。固定枠制(RPS法)は、利用目標を高め維持することが価格を安定化させるための重要な要素である。現状のように低い利用目標は、RPS価格の不安定性だけでなく、取引そのものの成立も不確実になり、結果として自然エネルギー市場が低迷する。したがって、仮に現行の新エネ利用特措法の枠組みを維持する場合には、高い目標値による価格安定化は当然の措置といえる。

具体的には、日本の義務量は、欧州などと比べて、割合で見ても絶対量で見ても著しく小さいため、目標値の大幅な引き上げが求められる。

	1997年	2010年	伸び量	備考
英国	1.7% (7.04 TWh)	10.0% (41.4 TWh)	+8.3% (34.4 TWh)	RPS制度
スウェーデン	49.1% (72.03 TWh)	60.0% (88.0 TWh)	+11.9% (16.0 TWh)	RPS制度
ドイツ	4.5% (24.91 TWh)	12.5% (69.2 TWh)	+8.0% (44.29 TWh)	固定価格制度
フランス	15% (66.0 TWh)	21% (92.4 TWh)	+6.0% (26.4 TWh)	固定価格制度
日本	0.39% (3.28 TWh)	1.35% (12.2 TWh)	+0.96% (8.92 TWh)	RPS制度

義務対象者である電力会社は、RPSクレジット調達に関して、(1)自社発電、(2)新エネ事業者からの購入、(3)他社からの購入、(4)ポロウイングとバンキング、(5)やむを得ない事由の届け出による免除、(6)罰金、という過度な柔軟性を持っているため、市場の流動性を小さくしている。この中でも、少なくともポロウイングは、制度的に市場の流動性を縮小させるものであり、即座に廃止すべきである。

(電源別の目標量)電源別目標量の設定は一つの方法としては考えられるが、本提案においては電源別価格(もしくはクレジット価値の調整)など価格側の仕組みで対応するものとする。

取引価格および従量制

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) 「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク
[住所]	〒164-0001 東京都中野区中野4-7-3
[電話番号]	03-5318-3332
[FAX番号]	03-3319-0330
[電子メールアドレス]	gen@jca.apc.org
[意見]	<p>・ 該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)</p> <p>P11 (2)取引価格、P16 (6)その他の論点の評価 従量制の導入</p> <p>・ 意見内容</p> <p>取引価格に関して、事業リスクを低減するために最低価格を導入するとともに、合理的ではない罰金に関しては不足量に比例した従量制を導入すべきである。</p> <p>・ 理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)</p> <p>最低価格に関しては、「事業採算性が見通しが明確になる」とメリットを認めつつも、「価格の設定次第では実質的に基準価格となるおそれもあり、経済効率的な導入というRPS法の趣旨に反する面を有する」として退けているが、まったく論理的とはいえない。</p> <p>第1に、メリットがあるなら、問題点を抑制しつつ導入すべきである。「価格の設定次第では実質的に基準価格となるおそれ」があるとなれば、そうならない工夫は容易である。第2に、その後続く、「経済効率的な導入というRPS法の趣旨に反する面を有する」は、まったく意味不明である。最低価格を設けることと経済効率的な導入とは基本的に無関係であり、そもそも、欧州委員会報告にあるとおり、RPS法よりも、固定価格制度の方が経済効率的であることは立証されている。</p> <p>従量制については、「社会的批判を覚悟で、罰金等を払うことにより義務履行を免れようとする動きはなく、従量制の導入の必要性は小さいと考えられる」として退けているが、企業行動の原理を理解していない。そもそもRPS法における罰金は犯罪的な概念ではないため、義務量の達成するか、それとも罰金を支払うかは、むしろ経済合理性の観点から判断されると考えるべきである。現実に達成が困難になれば、障害者雇用法のように、単なる免罪符として罰金が支払われる懸念を見込んでおくべきである。</p> <p>したがって、ここではむしろ、経済合理性の観点から、従量制を導入すべきである。</p>

目標期間

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) 「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク
[住所]	〒164-0001 東京都中野区中野4-7-3
[電話番号]	03-5318-3332
[FAX番号]	03-3319-0330
[電子メールアドレス]	gen@jca.apc.org
[意見]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。) P12 (3)目標期間 ・ 意見内容 事業リスク低減のため、法改正を行って、目標期間は長期化すべきである。例えば、現行の「4年ごとに8年後の目標」に代えて「3~5年ごとに15年後もしくは20年後の目標値」とすべきである。 ・ 理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。) 目標値の拡大に加えて、重要な要素は、事業計画を進める上で現実的な期間へと目標年限を延長することである。現在の「8年後」という目標期間は、それ自体が一般の安定した事業計画期間(15年~20年)に比べて短い上に、準備・建設期間を含めると一層短くなる。 そのため、現行の「4年ごとに8年後の目標」に代えて、例えば「3~5年ごとに15年後もしくは20年後の目標値」を掲げることを提案する。

義務対象エネルギー

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) 「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク
[住所]	〒164-0001 東京都中野区中野4-7-3
[電話番号]	03-5318-3332
[FAX番号]	03-3319-0330
[電子メールアドレス]	gen@jca.apc.org
[意見]	<p>・ 該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)</p> <p>P13 (4)義務対象エネルギー</p> <p>・ 意見内容</p> <p> 廃棄物発電、地熱発電および水力発電に関する定義見直しを歓迎する。ただし、水力発電に関しては、本来の意味の「環境保全」を考慮に入れ、世界ダム委員会等の勧告に従うべきである。</p> <p>・ 理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)</p> <p> 地熱：基本的にはすべて持続可能な自然エネルギーであるので、すべてを法の対象とする。</p> <p> 小水力：規模要件を見直し、世界ダム委員会で認められた世界的な基準である設備容量10,000kW(ダム式はどうかに係わらない)を参考にしつつ、水系の生態系に配慮して日本における「持続可能な自然エネルギー」としての小水力の条件を検討する。</p> <p> 廃棄物：廃棄物(一般廃棄物・産業廃棄物)は「持続可能な自然エネルギー」ではないので、現行の制度の対象から外すべき(目標量には含まれないようにすべき)である。ただし、バイオマスについては、性状としてクリーンなバイオマス(機械加工しただけで薬物が含まれていない間伐材や木屑など)が廃棄物扱いされずに正当に支援される対象となるよう、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)において規定されている「産業廃棄物」とその定義も同時に見直すべきである。</p>

RPS 法と電力需要家との関係

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) 「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク
[住所]	〒164-0001 東京都中野区中野4-7-3
[電話番号]	03-5318-3332
[FAX番号]	03-3319-0330
[電子メールアドレス]	gen@jca.apc.org
[意見]	
<p>・ 該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)</p> <p>P15 (5)RPS法と電力需要家との関係</p> <p>・ 意見内容</p> <p>グリーン電力に関する制度的な課題(とくに企業会計における損金扱い、省エネ法の対象扱い)を解決し、義務量を超える自然エネルギー市場の拡大に資すること。</p> <p>・ 理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)</p> <p>グリーン電力は、義務量を超えて発電される自然エネルギーに対する別の市場を拓くものとして期待される。しかし、グリーン電力の普及には制度的な課題(とくに企業会計における損金扱い、省エネ法の対象扱い)があるため、これらを解決し、義務量を超える自然エネルギー市場の拡大に資することが求められる。</p>	

電力会社による余剰電力の購入

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) 「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク
[住所]	〒164-0001 東京都中野区中野4-7-3
[電話番号]	03-5318-3332
[FAX番号]	03-3319-0330
[電子メールアドレス]	gen@jca.apc.org

[意見]

・ 該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)

P16 (6)その他の論点の評価 電力会社による余剰電力の購入

・ 意見内容

たんに電力会社の自主的な取り組みの継続を期待するだけでなく、幅広い社会的な負担で太陽光発電が広がる仕組みを検討すべきである。具体的には、ドイツ型の高い価格で購入する固定価格制度を導入するか、もしくは、太陽光発電の証書に対して、5~10倍程度の価値を認めることで、現行の仕組みのまま、高い普及を見込むことが可能となる。

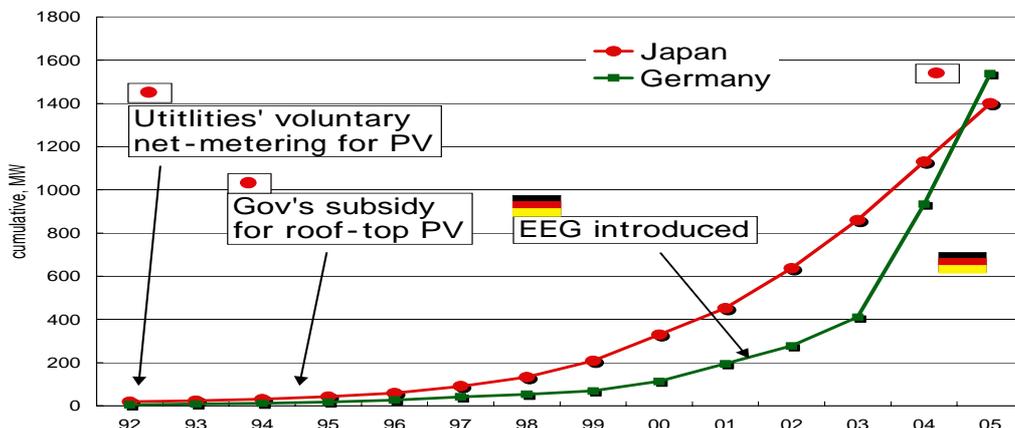
・ 理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)

日本の太陽光発電市場は、政府の補助金とあいまって、電力会社の余剰電力購入メニューが不急に大きな役割を果たしてきた。ところが、2005年、太陽光発電の設置量で、ついにドイツは累積でも日本を抜いて世界のトップに立った。2004年度の日本の設置量が27万kW(累積113万kW)であったのに対して、ドイツではなんと2004年度に50万kW、2005年度には60万kWが設置されて、累積で157万kWもの太陽光発電設置量となったのである。日本の2005年度末の数字はまだ公表されていないが、2004年と同じ設置量(27万kW)だとしても140万kWで、2005年度の補助金総額(26億円)を補助単価(2万円/kW)で割ると、わずかに13万kW増・126万kWとなるから、世界一の座を滑り落ちたことは確定といっても良い(グラフ参照)。

ドイツで太陽光発電が急増した理由は、2004年6月の法改正で、太陽光発電からの電力の買い取り料金を大幅に引き上げ、一般の住宅用太陽光発電で1kW時あたり57.4ユーロセント(約77円)という価格水準へと、約3割も引き上げたからだ。日本の「余剰電力メニュー」の1kW時あたり約23円と比較して約3倍も高く、これが20年間も保証されるのである。このため、ドイツの太陽光発電市場は上記のような活況を呈しているのである。

これに対して、日本の太陽光発電市場は、ドイツのような効果的な政策が不在のまま、崩壊の瀬戸際にある。なぜなら、日本での普及の原動力は、政府の補助金ではなく、電力会社による余剰電力購入メニューなのだが、その存続が、いよいよ危ういからである。

余剰電力購入メニューは、1992年に電力会社が公表・実施を始めたもので、あくまで「自主的」な措置に過ぎない。電力会社の論理からすれば、新エネRPS法で「新エネルギー」の導入は義務となり、太陽光発電だけに特別に配慮する必然性はない。RPSクレジットの平均的な価格と比較すると、太陽光発電の買い取りだけで70億円規模の「持ち出し」であり、今後2010年までに5倍も成長すると見直しは必須ということになる。



政府の住宅用太陽光発電への補助は、2005年度には1kWあたり2万円と、設備単価と比べると焼け石に水である。2005年度を持ってこの補助金を打ち切るとは、政府内で確定しているが、補助金自体は大きな影響はない。ところが、この補助金は、電力会社の余剰電力購入メニューを繋ぎとめる「クモの糸」なのである。政府が補助金を出す限り、すでに20万件以上も設置者が存在する太陽光発電は、電力会社からは軽々に打ち切りや見直しは言い出しにくい。そこに政府の方から「補助金＝クモの糸」を断ち切ろうとしているのである。電力会社としては、まさに渡りに船で、同じタイミングで余剰電力購入メニューの打ち切り・見直しが水面下で検討されている。

政府の「補助金不要」という判断には、2つの致命的な欠陥がある。一つは、そもそも電力会社による余剰電力購入メニューが、実質的に太陽光発電市場にとってもっとも根幹となる「政策」である上に、それを電力会社が自発的に費用負担している（つまり、政策の肩代わりをさせている）にもかかわらず、政府にはその認識が欠けていることである。もう一つは、日本の補助金行政にこびりついた「市場の自立化」という頑迷な旧式思想である。政府は、同じ発想で太陽熱温水の市場も崩落させた責任を自覚しないまま、同じ愚を繰り返そうとしているのである。このまま行けば、評判を落とす電力会社も、世界のトップランナーという栄光を失う政府も、日本市場を失う事業者も、そして環境や経済的な恩恵を得られない国民も、誰もが「負け組」になろうとしている。

電源別義務量

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) 「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク
[住所]	〒164-0001 東京都中野区中野4-7-3
[電話番号]	03-5318-3332
[FAX番号]	03-3319-0330
[電子メールアドレス]	gen@jca.apc.org
[意見]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。) P16 (6)その他の論点の評価 電源別義務量 ・ 意見内容 GEN としては、電源別義務量は支持しない。むしろ、電源別に異なる証書価値(たとえば太陽光発電の証書に対して、5~10倍程度の価値)を認めることで、現行の仕組みのまま、電源の熟度に応じて、それぞれ高い普及を見込むことが可能となる。 ・ 理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。) 電源別の義務量に関しては、「制度の複雑化、電気事業者の電源選択の自由度を狭める、新エネルギーの経済効率的な導入を阻害するといった問題」として退けているが、電源別に異なる証書価値を認めれば、これらの問題を生じることなく、現行の仕組みのまま、電源の熟度に応じて、それぞれ高い普及を見込むことが可能となる。一定の複雑さは加わるが、そもそも RPS 制度が複雑な制度運用を前提としているので、これは本質的な障害とはならない。